平成２３年（フ）第１００４号
福岡市東区奈多団地33番104号
債務者　服部　鈴子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１００９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原436番地クレールコートＤ―215号
債務者　中岸　和代
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０２０号
福岡県宗像市日の里９丁目39番地１Ｋハイム201号
債務者　米倉久美子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０３２号
福岡市南区鶴田１丁目１番21―101号
債務者　興梠　正浩
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０３７号
福岡市南区中尾２丁目３番17号
債務者　原　健一郎
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０７２号
福岡市東区香住ヶ丘５丁目８番２号
債務者　小野　晴敏
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１１３号
福岡県糸島市加布里898番地１
債務者　稗田日登美
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１２４号
福岡市南区鶴田２丁目23番50―５号
債務者　石井　信夫
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１２５号
福岡市東区名島３丁目19番751号
債務者　石井　あい
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４号
大分県玖珠郡九重町大字田野1726番地の42、住民票上の住所大分県玖珠郡九重町大字田野1726番地の40
債務者　木村　正一
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第１８号
鹿児島県薩摩川内市東郷町斧渕6382番地、前住所神奈川県平塚市山下1072番地の１　サンジュネス湘南105号
債務者　森園　伸一
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
鹿児島県薩摩川内市東郷町斧渕6382番地、前住所神奈川県平塚市山下1072番地の１　サンジュネス湘南105号
債務者　森園　久美
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
鹿児島県出水市五万石町919番地　上屋団地６号、前住所鹿児島県出水市武本15451番地１
債務者　尾﨑　明美
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第６３号
鹿児島県出水市下知識町985番地２
債務者　御供田修二
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
青森県八戸市大字市川町字桔梗野上19番地116
債務者　久保田麻子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第７９号
青森県八戸市城下３丁目３番31号
債務者　成田　利子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
青森県八戸市城下３丁目３番31号
債務者　成田　大作
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係